

FP	1 級	応用
----	-----	----

2025年 1月試験 ファイナンシャル・プランニング技能検定

1 級 学科試験 ＜応用編＞

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆	150分		

★ 注 意 ★

1. 受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、5 題（15問）です。
3. 筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（1月～5月は前年4月1日、6月～12月はその年4月1日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。
9. 各問の問題番号は、「基礎編」（50問）からの通し番号になっています。

《退出時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問51》～《問53》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）の役員であるAさん（63歳）は、10年前に結婚した妻Bさん（61歳）との2人暮らしである。Aさんは、60歳を過ぎてしばらく経ち、公的年金の受給額について関心を持つようになった。現在、役員として比較的高額の給与を得ていることから、在職による年金の支給停止や繰下げ支給の仕組みについて知りたいと思っている。

また、X社では多くのパートタイム労働者を雇用しており、Aさんは、パートタイム労働者の社会保険の取扱いについて改めて確認しておきたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんとその家族に関する資料は、以下のとおりである。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

(1) Aさん（本人）

- 1961年10月8日生まれ
- 公的年金の加入歴

1981年10月から1984年3月までの大学生であった期間（30月）は国民年金に任意加入していない。

1984年4月から2009年6月まで厚生年金保険の被保険者である。

2009年7月から2011年6月まで国民年金の第1号被保険者であり、この間（24月）は申請により保険料全額免除の適用を受けている（追納はしていない）。2011年7月から現在に至るまで厚生年金保険の被保険者である。

※ 過去に厚生年金基金の加入期間はない。

- 全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である。

(2) Bさん（妻）

- 1963年8月21日生まれ
- 公的年金の加入歴

1982年4月から2023年7月まで厚生年金保険の被保険者である。

- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※ 妻Bさんは、Aさんと同居し、現在および将来においても、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問51》 Mさんは、Aさんに対して、パートタイム労働者の社会保険の取扱いについて説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～⑤に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。

I. 〈社会保険の適用要件〉

「パートタイム労働者が社会保険（健康保険および厚生年金保険）の被保険者資格を取得する基準について、次の2つの基準（いわゆる『4分の3基準』）が定められており、原則として、両方に当てはまる場合は被保険者となります。

- (1) 1週間の所定労働時間がその事業所の通常の労働者（正社員）の4分の3以上であること。
- (2) 1カ月間の所定労働日数がその事業所の通常の労働者（正社員）の4分の3以上であること。

また、『4分の3基準』を満たさなくても、特定適用事業所に使用されるパートタイム労働者は、原則として、次の3つの基準すべてに当てはまる場合は被保険者となります。

- i. 1週間の所定労働時間が（ ① ）時間以上であること。
- ii. 賃金が月額（ ② ）円以上であること。
- iii. 学生でないこと。

ただし、（ ③ ）カ月以内の期間を定めて使用される者は、その定めた期間を超えて使用されることが見込まれない場合、原則として被保険者とされません。なお、特定適用事業所とは、従業員数（『4分の3基準』を満たすパートタイム労働者を含む厚生年金保険の被保険者数）が（ ④ ）人を超える企業等をいいます」

II. 〈社会保険の保険料負担者〉

「社会保険（健康保険および厚生年金保険）の保険料は、原則として、被保険者である労働者と事業主が折半して負担することとされており、当該労働者のうち、40歳以上（

⑤）歳未満である者については、原則として、介護保険の保険料についても労働者と事業主が折半して負担することになります。なお、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主については、児童手当等の支給に要する費用に充当される子ども・子育て拠出金が徴収されます」

《問52》 Aさんが65歳に達した時点で退職して再就職しない場合、Aさんが原則として65歳から受給することができる公的年金の老齢給付について、次の①および②に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は円単位とすること。また、年金額の端数処理は、円未満を四捨五入すること。

なお、計算にあたっては、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記の〈条件〉に基づき、年金額は、2024年度価額（※参考：老齢基礎年金の満額：816,000円、子の加算：2人目まで234,800円、3人目以降78,300円）に基づいて計算するものとする。

① 老齢基礎年金の年金額はいくらか。

② 老齢厚生年金の年金額（本来水準による価額）はいくらか。

〈条件〉

(1) 厚生年金保険の被保険者期間

- ・ 総報酬制導入前の被保険者期間：228月
- ・ 総報酬制導入後の被保険者期間：258月

(2) 平均標準報酬月額および平均標準報酬額（65歳到達時点、2024年度再評価率による額）

- ・ 総報酬制導入前の平均標準報酬月額：28万円
- ・ 総報酬制導入後の平均標準報酬額：54万円

(3) 報酬比例部分の給付乗率

- ・ 総報酬制導入前の乗率：1,000分の7.125
- ・ 総報酬制導入後の乗率：1,000分の5.481

(4) 経過的加算額

$$1,701円 \times \text{被保険者期間の月数} - \square\square\square円 \times \frac{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}{480}$$

※「□□□」は、問題の性質上、伏せてある。

(5) 加給年金額

40万8,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問53》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳以後もX社に勤務した場合の公的年金の受給について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～⑥に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I. 〈在職老齢年金〉

「65歳以上の厚生年金保険の被保険者に支給される老齢厚生年金は、その受給権者の老齢厚生年金の報酬比例部分の額に基づく基本月額と総報酬月額相当額との合計額が（ ① ）万円（支給停止調整額、2025年度価額）を超える場合、報酬比例部分の額の一部または全部が支給停止となります。総報酬月額相当額とは、受給権者である被保険者のその月の標準報酬月額に、その月以前1年間の（ ② ）額の総額を12で除して得た額を加えた額です。仮に、Aさんの65歳以後の総報酬月額相当額を59万円、基本月額を12万円とした場合、支給停止額は月額で（ ③ ）万円となります。

なお、老齢厚生年金を受け取っている65歳以上70歳未満の者が厚生年金保険の被保険者である場合、『在職定時改定』により、毎年（ ④ ）月分から年金額が改定されます」

II. 〈老齢給付の繰下げ支給〉

「Aさんが希望すれば、66歳以後、老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をすることができます。仮に、Aさんが、68歳0カ月で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、年金額の増額率は（ ⑤ ）%となります。

なお、Aさんが、66歳以後に老齢基礎年金の請求手続をする場合、繰下げ支給ではなく、遡及して年金を受け取ることを選択することもできます。ただし、年金給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日から（ ⑥ ）年を経過したときは、時効によって消滅することとされており、仮に、Aさんが73歳0カ月で老齢基礎年金の請求手続をし、遡及して年金を受け取る場合、□□□歳0カ月で繰下げ支給の申出があったものとみなした増額率により増額された年金額の（ ⑥ ）年分が一括して支給されることになります。

また、老齢厚生年金についても、繰下げ支給の申出をすることや遡及して年金を受け取ることを選択することができますが、在職老齢年金の仕組みにより支給停止となった部分については、繰下げによる増額の対象とならず、また、遡及して支給を受けることもできません」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問54》～《問56》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（60歳）は、上場株式や個人向け国債をはじめとした公社債への投資による資産運用を検討している。上場株式については同業種のX社とY社に興味を持っており、X社とY社の財務データを比較したうえで、投資するかどうかを判断したいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈X社とY社の財務データ等〉（単位：百万円）

		X社	Y社
資 産 の 部 合 計		376,000	416,000
負 債 の 部 合 計		225,000	160,000
純 資 産 の 部 合 計		151,000	256,000
内 訳	株 主 資 本 合 計	104,000	189,000
	その他の包括利益累計額合計	45,000	58,000
	非 支 配 株 主 持 分	2,000	9,000
売 上 高		276,000	310,000
売 上 総 利 益		123,000	124,000
営 業 利 益		16,000	23,000
営 業 外 収 益		4,000	7,400
内 訳	受 取 利 息	400	1,300
	受 取 配 当 金	1,000	1,300
	そ の 他	2,600	4,800
営 業 外 費 用		3,000	1,700
内 訳	支 払 利 息	1,350	300
	そ の 他	1,650	1,400
経 常 利 益		17,000	28,700
親会社株主に帰属する当期純利益		10,300	23,000
配 当 金 総 額		3,200	10,000
発 行 済 株 式 総 数		40百万株	250百万株

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問54》 《設例》の〈X社とY社の財務データ等〉に基づいて、Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～⑦に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、計算結果は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを解答すること。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I. 〈自己資本当期純利益率〉

「X社とY社を自己資本当期純利益率で比較すると、X社の値が（ ① ）％、Y社の値が□□□％であり、Y社の値のほうが上回っています。この自己資本当期純利益率について、売上高当期純利益率、使用総資本回転率、（ ② ）の3指標に分解すると、売上高当期純利益率については、X社の値が（ ③ ）％、Y社の値が□□□％であり、使用総資本回転率は、X社の（ ④ ）回に対して、Y社は□□□回、（ ② ）は、X社の（ ⑤ ）倍に対して、Y社は□□□倍となります。この結果から、自己資本当期純利益率の比較において、Y社の値がX社の値を上回る主な要因は、売上高当期純利益率によるものであると考えられます」

II. 〈負債比率〉

「X社の負債比率は（ ⑥ ）％、Y社の負債比率は□□□％です。一般に、負債比率が低いほど財務上の安全性は高くなり、負債比率が100％以下であれば、財務状態は良好と判断されます。なお、負債比率が高いほど、（ ② ）は大きくなります」

III. 〈配当性向〉

「X社とY社を株主への利益還元の度合いを測る指標である配当性向で比較すると、X社の値が（ ⑦ ）％、Y社の値が□□□％であり、Y社の値がX社の値を上回っています」

《問55》 《設例》の〈X社とY社の財務データ等〉に基づいて、Y社の損益分岐点比率を求めなさい。〔計算過程〕を示すこと。なお、計算過程においては端数処理せず、〈答〉は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを解答すること。

また、変動費は売上原価に等しく、固定費は販売費及び一般管理費に等しいものとする。

《問56》 Mさんは、Aさんに対して、債券投資について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～⑥に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

I. 〈個人向けに販売される国債〉

「個人向けに販売される国債には、個人向け国債や新窓販国債などがあります。

個人向け国債には、変動金利型10年満期、固定金利型5年満期、固定金利型（ ① ）年満期があり、毎月発行されます。販売価格は額面100円につき100円で、最低1万円から1万円単位で購入することができ、金利の下限は（ ② ）%とされています。個人向け国債は、発行から1年経過すれば、いつでも中途換金することができます。

一方、新窓販国債には、10年固定利付国債、5年固定利付国債、2年固定利付国債があり、原則として、毎月発行されます。個人に限らず、法人やマンションの管理組合等の団体でも購入が可能です。販売価格は発行ごとに決定され、購入単位は額面金額で最低（

③ ）万円から（ ③ ）万円単位、購入限度額は額面金額で1申込み当たり（ ④ ）億円とされており、金利の下限は設定されていません。利払日は、個人向け国債と同様、年2回です。なお、個人向け国債と異なり、国の買取りによる中途換金制度はありませんが、市場でいつでも売却することが可能です」

II. 〈債券の投資指標〉

「信用格付は、債券やその発行体の信用評価を記号等で示したものであり、一般に、BBB格相当以上の格付が付された債券は投資適格債とされ、信用格付が高い債券ほど、利回りが低くなる傾向があります。

なお、同じ発行体が発行する債券であっても、信用格付が異なる債券が発行されることがあります。（ ⑤ ）債は、（ ⑤ ）特約の付された社債であり、発行企業に破産手続や会社更生手続開始等の事由（（ ⑤ ）事由）が発生した場合に、普通社債の保有者等への債務弁済後において残余財産がなければ利息の支払や元本の償還が行われないなど、普通社債と比較してリスクが高く、相対的に利回りが高く設定されています。

また、債券の銘柄間の利回りの差や債券と株式の利回りの差など、異なる金融商品の利回りの差を（ ⑥ ）といいます。債券同士の（ ⑥ ）では、一般に、長期国債を基準として、残存期間や信用度などから相対的な割安・割高を判断します。一方、債券と株式の（ ⑥ ）は、一般に、長期金利から株式益利回りを差し引いたものや予想配当利回りを差し引いたものとされ、株式相場の相対的な割安・割高を判断する際などに用いられます」

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問57》～《問59》）に答えなさい。

《設 例》

製造業を営むX株式会社（資本金10,000千円、青色申告法人、同族会社かつ非上場会社で株主はすべて個人、租税特別措置法上の中小企業者等に該当し、適用除外事業者ではない。以下、「X社」という）の2026年3月期（2025年4月1日～2026年3月31日。以下、「当期」という）における法人税の確定申告に係る資料は、以下のとおりである。

〈X社の当期における法人税の確定申告に係る資料〉

1. 減価償却費に関する事項

当期における減価償却費は、その全額について損金経理を行っている。このうち、建物の減価償却費は8,000千円であるが、その償却限度額は7,500千円であった。一方、器具備品の減価償却費は2,500千円で、その償却限度額は2,800千円であった。

2. 交際費等に関する事項

当期における交際費等の金額は10,000千円で、全額を損金経理により支出している。このうち、参加者1人当たり10千円以下の飲食費が500千円含まれており、その飲食費を除いた接待飲食費に該当するものが6,000千円含まれている（いずれも得意先との会食によるもので、専ら社内の者同士で行うものは含まれておらず、所定の事項を記載した書類も保存されている）。その他のものは、すべて税法上の交際費等に該当する。

3. 受取配当金に関する事項

当期において、上場会社であるY社から、X社が前々期から保有しているY社株式に係る配当金600千円（源泉所得税控除前）を受け取った。なお、Y社株式は非支配目的株式等に該当する。

4. 税額控除に関する事項

当期における「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」に係る税額控除額が300千円ある。

5. 「法人税、住民税及び事業税」等に関する事項

(1) 損益計算書に表示されている「法人税、住民税及び事業税」は、預金の利子について源泉徴収された所得税額30千円・復興特別所得税額630円、受取配当金について源泉徴収された所得税額90千円・復興特別所得税額1,890円および当期確定申告分の見積納税額1,900千円の合計額2,022,520円である。なお、貸借対照表に表示されている「未払法人税等」の金額は1,900千円である。

(2) 当期中に「未払法人税等」を取り崩して納付した前期確定申告分の事業税（特別法人事業税を含む）は730千円である。

(3) 源泉徴収された所得税額および復興特別所得税額は、当期の法人税額から控除することを選択する。

(4) 中間申告および中間納税については、考慮しないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問57》 《設例》の〈X社の当期における法人税の確定申告に係る資料〉と下記の〈条件〉に基づき、X社に係る〈略式別表四（所得の金額の計算に関する明細書）〉の空欄①～⑥に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、別表中の「***」は、問題の性質上、伏せてある。

〈条件〉

- 《設例》に示されている数値等以外の事項については考慮しないものとする。
- 所得の金額の計算上、選択すべき複数の方法がある場合は、所得の金額が最も低くなる方法を選択すること。

〈略式別表四（所得の金額の計算に関する明細書）〉

（単位：円）

区 分		総 額
当期利益の額		8,577,480
加 算	損金経理をした納税充当金	(①)
	減価償却の償却超過額	(②)
	交際費等の損金不算入額	(③)
	小 計	***
減 算	納税充当金から支出した事業税等の金額	730,000
	受取配当等の益金不算入額	(④)
	小 計	***
仮 計		***
法人税額から控除される所得税額（注）		(⑤)
合 計		***
欠損金又は災害損失金等の当期控除額		0
所得金額又は欠損金額		(⑥)

（注）法人税額から控除される復興特別所得税額を含む。

《問58》 前問《問57》を踏まえ、X社が当期の確定申告により納付すべき法人税額を求めなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は100円未満を切り捨てて円単位とすること。

〈資料〉普通法人における法人税の税率表

	課税所得金額の区分	税率
資本金または出資金 100,000千円超の法人 および一定の法人	所得金額	23.2%
その他の法人	年8,000千円以下の所得金額 からなる部分の金額	15%
	年8,000千円超の所得金額 からなる部分の金額	23.2%

《問59》 「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」（賃上げ促進税制。以下、「本控除」という）に関する以下の文章の空欄①～⑦に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「本控除は、青色申告書を提出する一定の企業において国内雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合に、所定の方法により計算した金額を法人税額から控除することができる制度であり、中小企業者等（以下、「中小企業」という）向け、特定法人（以下、「中堅企業」という）向け、全企業向けで異なる適用要件と控除率が設けられています。

中小企業では、雇用者給与等支給額が前事業年度から（ ① ）％以上増加した場合に、控除対象雇用者給与等支給増加額の15％相当額を税額控除することができます。また、上乗せ措置として、雇用者給与等支給額が前事業年度から2.5％以上増加した場合には、税額控除率に□□□％が加算され、教育訓練費の額が前事業年度から5％以上増加した場合（ただし、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05％以上である場合に限る）には、税額控除率に（

② ）％が加算されます。さらに、本控除の適用年度において、（ ③ ）やえるぼし（2段階目以上）の認定を取得した場合等には、税額控除率に□□□％が加算されます。中小企業では、これらすべての上乗せ措置の要件を満たした場合、最大で控除対象雇用者給与等支給増加額の（ ④ ）％相当額を税額控除することができます。

中堅企業では、継続雇用者給与等支給額が前事業年度から3％以上増加した場合に、控除対象雇用者給与等支給増加額の10％相当額を税額控除することができます。また、上乗せ措置として、継続雇用者給与等支給額が前事業年度から4％以上増加した場合には、税額控除率に□□□％が加算され、教育訓練費の額が前事業年度から10％以上増加した場合（ただし、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05％以上である場合に限る）には、税額控除率に□□□％が加算されます。さらに、本控除の適用年度末において、プラチナ（ ③ ）やプラチナえるぼしの認定を取得している場合等には、税額控除率に□□□％が加算されます。中堅企業では、これらすべての上乗せ措置の要件を満たした場合、最大で控除対象雇用者給与等支給増加額の（ ⑤ ）％相当額を税額控除することができます。

全企業向けにおいても、継続雇用者給与等支給額の前事業年度からの増加割合に基づく税額控除や税額控除率の上乗せ措置があります。ただし、その適用要件や税額控除率については、全企業向けよりも中小企業向けや中堅企業向けのほうが緩和、優遇されています。

本控除による控除額は、適用年度の法人税額の（ ⑥ ）％相当額が限度となります。なお、中小企業では、適用年度の法人税額から控除しきれない金額（繰越税額控除限度超過額）を、最長で（ ⑦ ）年間にわたって繰り越すことができます」

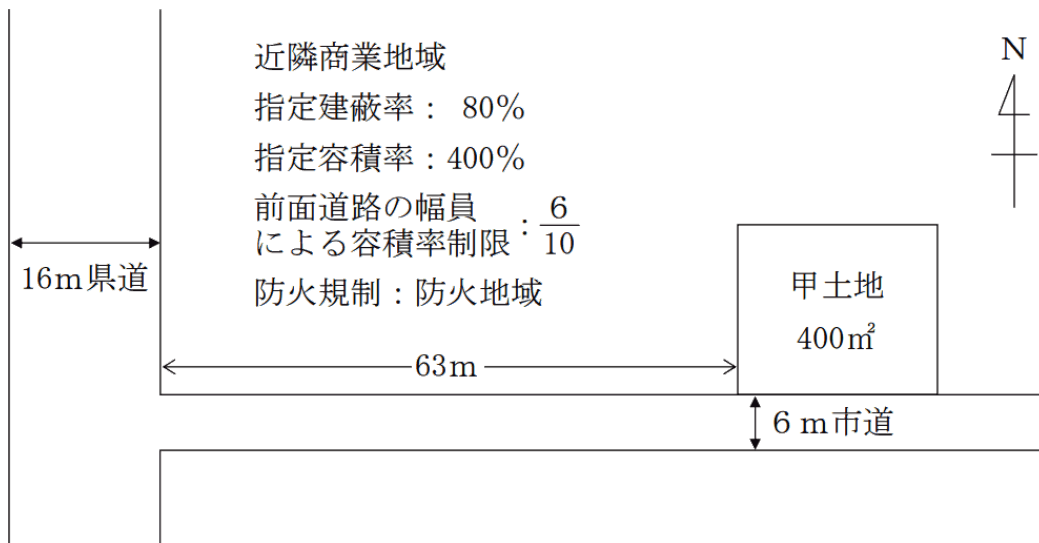
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問60》～《問62》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（50歳）は、4年前に父親から相続により取得し、営業を継続していた貸駐車場の用地（500㎡）を2026年中に売却するとともに、その売却資金により甲土地（400㎡）を取得し、甲土地上に賃貸マンションを建築して賃貸事業を開始する予定である。なお、Aさんは、「特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例」の適用を受ける予定である。

Aさんが購入する予定の甲土地の概要は、以下のとおりである。

〈甲土地の概要〉



- 甲土地は400㎡の長方形の土地である。
- 幅員16mの県道は建築基準法第52条第9項の特定道路であり、特定道路から甲土地までの延長距離は63mである。
- 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問60》建築基準法の規定および「特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例」に関する以下の文章の空欄①～⑦に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I. 〈建築基準法の規定〉

「建築基準法では、都市計画区域と準都市計画区域内において、用途地域等に応じて、建築物の高さの制限を定めています。建築物の各部分の高さの制限には、道路斜線制限、□□□斜線制限および（ ① ）斜線制限がありますが、甲土地の所在する近隣商業地域内の建築物には、（ ① ）斜線制限の適用はありません。なお、（ ② ）率により計算した採光、通風等各斜線制限により高さが制限された場合と同程度以上である建築物を建築する場合、原則として、各斜線制限は適用されません。また、建築基準法では、これらの制限のほかに日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）があり、日影規制の対象区域である近隣商業地域内においては、原則として、高さが（ ③ ）mを超える建築物が規制の対象となります」

II. 〈特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例〉

『特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例』（以下、『本特例』という）は、個人が事業の用に供している特定の地域内にある土地建物等（譲渡資産）を譲渡して、一定期間内に特定の地域内にある土地建物等の特定の資産（買換資産）を取得し、その取得の日から（ ④ ）年以内にその買換資産を事業の用に供したときは、所定の要件のもと、譲渡益の一部に対する課税を将来に繰り延べることができる特例です。

譲渡資産および買換資産がいずれも土地である場合、買い換えた土地の面積が譲渡した土地の面積の（ ⑤ ）倍を超えるときは、原則として、その超える部分は本特例の対象となりません。また、本特例のうち、いわゆる長期所有資産の買換えの場合、譲渡した土地の所有期間が譲渡した日の属する年の1月1日において10年を超えていなければならず、買い換えた土地の面積が（ ⑥ ）㎡以上でなければなりません。

なお、同一年内に譲渡資産の譲渡および買換資産の取得をして本特例の適用を受ける場合、原則として、その譲渡の日または取得の日のいずれか早い日を含む三月期間（1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日までおよび10月1日から12月31日までの各期間）の末日の翌日から（ ⑦ ）カ月以内に、『特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書』を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります」

《問61》 Aさんが、下記の〈条件〉で事業用資産である土地を譲渡し、甲土地を取得して、「特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例」の適用を受けた場合、次の①および②に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は100円未満を切り捨てて円単位とすること。なお、課税の繰延割合は80%であるものとし、本問の譲渡所得以外の所得や所得控除等は考慮しないものとする。

- ① 課税長期譲渡所得金額はいくらか。
 ② 課税長期譲渡所得金額に係る所得税および復興特別所得税、住民税の合計額はいくらか。

〈条件〉

〈譲渡資産および買換資産（甲土地）に関する資料〉

譲渡資産の面積 : 500㎡

譲渡資産の譲渡価額 : 1 億円

譲渡資産の所有期間 : 40年

譲渡資産の取得費 : 不明

譲渡費用 : 500万円（仲介手数料等）

買換資産の面積 : 400㎡

買換資産の取得価額 : 9,500万円

《問62》 甲土地上に耐火建築物を建築する場合、次の①および②に答えなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は㎡表示とすること。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

- ① 建蔽率の上限となる建築面積はいくらか。
 ② 容積率の上限となる延べ面積はいくらか。なお、特定道路までの距離による容積率制限の緩和を考慮すること。

〈特定道路までの距離による容積率制限の緩和に関する計算式〉

$$W_1 = \frac{(a - W_2) \times (b - L)}{b}$$

W_1 : 前面道路幅員に加算される数値

W_2 : 前面道路の幅員 (m)

L : 特定道路までの距離 (m)

※ 「a、b」は、問題の性質上、伏せてある。

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問63》～《問65》）に答えなさい。

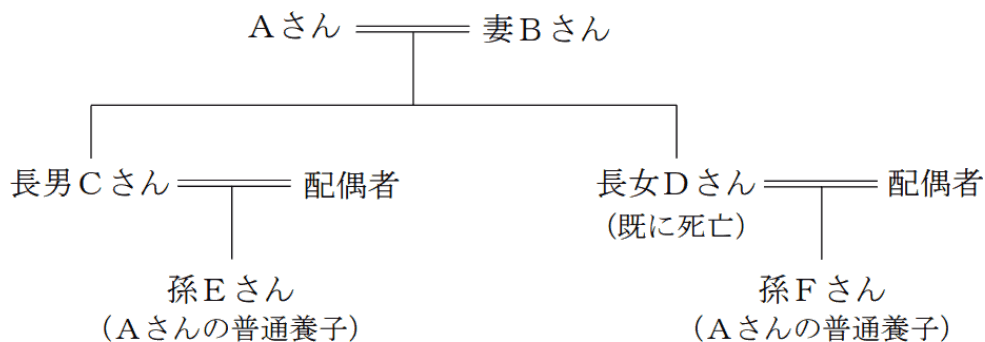
《設 例》

Aさん（73歳）は、甲土地とその土地にある自宅兼賃貸マンション、乙土地とその土地にある建物を所有している。Aさんは、個人で営んでいた機械部品製造業を4年前に長男Cさん（48歳）に承継しており、その際に事業用資産を長男Cさんに贈与している。長男Cさんは、Aさんから使用貸借により借り受けた乙土地上の建物で引き継いだ事業を営んでいる。

Aさんは、先日、ケガで入院したことを機に自身の相続について考えるようになった。元気なうちに妻Bさん（71歳）と財産や相続開始後の手続について話し合っておきたいと考えているが、話を切り出せずにいる。

Aさんの親族関係図、Aさんが所有している土地に関する資料およびAさんから長男Cさんに対する贈与に関する資料は、以下のとおりである。なお、長女Dさんは、2年前に病気により他界している。また、Aさんは、孫Eさん（16歳）および孫Fさん（14歳）とそれぞれ普通養子縁組（特別養子縁組以外の縁組）をしている。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんが所有している土地に関する資料〉

- 甲土地（Aさんが所有している自宅兼賃貸マンションの敷地）

宅地面積：198㎡ 自用地価額：4,200万円

借地権割合：60% 借家権割合：30%

※ 甲土地にある自宅兼賃貸マンションは3階建て（360㎡）であり、各階の床面積は同一である（各階120㎡）。

※ 3階部分はAさんの自宅として使用し、妻Bさんおよび長男Cさん家族と同居している。1階および2階部分は賃貸の用に供している（入居率100%）。

- 乙土地（Aさんが所有している事業用建物の敷地）

宅地面積：100㎡ 自用地価額：2,000万円

借地権割合：60% 借家権割合：30%

※ 長男CさんがAさんから使用貸借により乙土地上の建物を借り受けて事業を営んでいる。

〈Aさんから長男Cさんに対する贈与に関する資料〉

長男Cさんは、2022年1月にAさんから事業を承継する際、Aさんから機械設備などの事業用資産3,000万円（相続税評価額）の贈与を受けた。その際、初めて相続時精算課税の適用を受け、贈与税を納付している。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問63》 仮に、Aさんが現時点（2026年1月26日）において死亡し、《設例》の〈Aさんが所有している土地に関する資料〉に基づき、相続税の課税価格の計算上、減額される金額が最大となるように「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受ける場合、貸付事業用宅地等として適用を受けることができる面積を求めなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は㎡単位とすること。

なお、甲土地のうち自宅に対応する部分は特定居住用宅地等、賃貸マンションに対応する部分は貸付事業用宅地等、乙土地は特定事業用宅地等にそれぞれ該当するものとする。

《問64》 仮に、Aさんが現時点（2026年1月26日）において死亡し、長男Cさんに係る相続税の課税価格が6,960万円、孫Eさんに係る相続税の課税価格が1,740万円、相続税の課税価格の合計額が1億7,400万円である場合、次の①～③に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は万円単位とすること。

なお、孫Eさんは、これまでに相続税の未成年者控除の適用を受けたことがないものとする。

- ① 相続税の総額はいくらか。
- ② 長男Cさんの納付すべき相続税額はいくらか。
- ③ 孫Eさんの納付すべき相続税額はいくらか。

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
	～ 1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円
10,000	～ 20,000		40%	1,700万円

《問65》 相続開始後の手続等に関する以下の文章の空欄①～⑥に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

「相続における遺産争いを避ける方法として、一般に、遺言書の作成が有効とされています。遺言による相続分や相続財産の指定がない場合、共同相続人間で遺産分割協議を行うことになりますが、分割されないままの財産については、相続税額の計算上、適用を受けることができない特例があるなどのデメリットが生じる可能性があります。また、夫が死亡し、妻と未成年者である子で遺産分割協議をする行為は、子と親権者である妻との間で利害関係が衝突する利益相反行為とされ、妻は、子のために（ ① ）代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない、手続や時間を要することになります。

相続または遺贈により財産を取得し、その相続や遺贈について申告すべき相続税額がある場合は、原則として、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に相続税の申告書を提出しなければなりません。また、年の中途中で死亡した被相続人のその年分の所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、その相続人は、原則として、その相続の開始があったことを知った日の翌日から（ ② ）カ月以内に、準確定申告書を提出しなければなりません。

相続または遺贈により相続人が取得した不動産に係る所有権の移転登記（相続登記）は、原則として、その相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から（ ③ ）年以内に申請しなければならない、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、（ ④ ）万円以下の過料に処するものとされています。なお、相続登記を申請する場合は、原則として、登録免許税が課されます。土地の場合、相続を登記原因とする登録免許税率は、その課税標準である不動産の価額に対して（ ⑤ ）%とされています。

相続登記を申請する際には、法定相続人の範囲や法定相続分の割合を確定する必要がありますが、その確定のための被相続人の戸籍（除籍）謄本等の収集に時間がかかる場合や遺言書がなく早期に遺産分割が完了しない場合などに、相続登記に代わってその申請義務を履行することができるものとして（ ⑥ ）登記があります。（ ⑥ ）登記は、登記官に対し、所有権の登記名義人について相続が開始した旨および自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出るものであり、当該申出をすることにより、相続登記の申請義務を履行したものとみなされます」

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問51	① 20(時間) ② 88,000(円) ③ 2(カ月) ④ 50(人) ⑤ 65(歳)
問52	① 744,600(円) ② 1,310,753(円)
問53	① 51(万円) ② 標準賞与(額) ③ 10(万円) ④ 10(月) ⑤ 25.2(%) ⑥ 5(年)
第2問	
問54	① 6.91(%) ② 財務レバレッジ ③ 3.73(%) ④ 0.73(回) ⑤ 2.52(倍) ⑥ 151.01(%) ⑦ 31.07(%)
問55	81.45(%)
問56	① 3(年) ② 0.05(%) ③ 5(万円) ④ 3(億円) ⑤ 劣後 ⑥ イールド・スプレッド
第3問	
問57	① 1,900,000(円) ② 500,000(円) ③ 1,500,000(円) ④ 120,000(円) ⑤ 122,520(円) ⑥ 11,750,000(円)
問58	1,647,400(円)
問59	① 1.5(%) ② 10(%) ③ くるみん ④ 45(%) ⑤ 35(%) ⑥ 20(%) ⑦ 5(年間)
第4問	
問60	① 北側(斜線制限) ② 天空(率) ③ 10(m) ④ 1(年) ⑤ 5(倍) ⑥ 300(m ²) ⑦ 2(カ月)
問61	① 21,600,000(円) ② 4,388,000(円)
問62	① 400(m ²) ② 1,584(m ²)
第5問	
問63	110(m ²)
問64	① 1,850(万円) ② 640(万円) ③ 202(万円)
問65	① 特別(代理人) ② 4(カ月) ③ 3(年) ④ 10(万円) ⑤ 0.4(%) ⑥ 相続人申告(登記)